

秘密保全法とは何か？



2012.11.1 at 愛知県弁護士会館
愛知県弁護士会 秘密保全法制対策本部

秘密保全法制

- ◆2011年8月
「有識者会議」が報告書発表
法案はすでに完成？
国会上程を待つ段階

キーワードは特別秘密

- ・特別秘密に指定されると
→情報公開の対象外
- ・特別秘密を漏えいすると
→処罰(最長10年懲役)される
- ・特別秘密を扱おうとすると
→人的管理(調査)の対象となる
では特別秘密ってなんだ？

特別秘密ってなんだ？

2011年8月報告書「厳格な保全措置の対象とする、特に秘匿を要する秘密」

???

- 対象は3つ
- ①国の安全
 - ②外交
 - ③公共の安全及び秩序の維持

特別秘密の対象ならびに決める人

- ①国の安全 ②外交
→抽象的で広い。経済や環境も？
 - ③公共の安全及び秩序の維持
原発・放射能情報、警察の不祥事まで
- ↓
- ①②③を決めるのは政府
→政府に都合が悪い情報は「特別秘密」に

曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

- ア)特別秘密を漏らす罪
(過失・共謀・独立教唆・煽動も含む)
- ・処罰範囲の拡大
だけでなく
 - ・処罰される行為が不明確
- 情報公開を控える = 不開示範囲の拡大
取材に答えない = 取材行為に制約



曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

- イ)「特定取得行為」
 →犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会
 通念上是認できない行為を手段とするもの
 →何が許されないか不明確
取材を控える＝取材行為に制約



特別秘密と市民＝人的管理

- 特別秘密を扱うのに適格か判断する
「適正評価制度」
 調査対象：特別秘密を扱う**公務員**
 特別秘密を扱う**民間企業で働く人**
 上記対象者の行動に影響を与える者
 (配偶者、子など)
ほぼ国民全員が対象に？



特別秘密と市民＝人的管理

- 特別秘密を扱う→本人
 ①人定事項 ②学歴・職歴
 ③我が国の利益を害する活動
 ④外国への渡航歴 ⑤犯罪歴 ⑥懲戒処分歴
 ⑦信用状態 ⑧薬物・アルコールの影響
 ⑨精神の問題に係る通院歴
 ⑩秘密情報の取扱いに係る非違歴
 配偶者・子など
 ①人定事項 ②信用状態 ③渡航歴など



こんな社会に

- 情報公開＝都合の悪い情報は皆特別秘密で
 情報公開法の対象外(不存在に)
 (公開する側)処罰されることも考えたら、公開
 するか非公開にするか**迷ったら不存在**
 取材の自由＝処罰されない情報だけを取材・
調査報道の窒息
 人的管理＝政府による市民の監視
**政府の都合のよい情報だけが流通し、
 秘密を漏らす市民を政府が監視する社会**



なぜ政府は 秘密保全法を制定しよう としているのか？

- ◆ 経緯
- ◆ 現在の立法状況
- ◆ 秘密保全法のさらなる恐ろしさ

今から田島先生にご説明いただきます